（広域臨海環境整備センター法の一部改正）

第百十四条　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の七を削る。

第三十二条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第三十一条の六」を「前条」に改める。

（民事保全法の一部改正）

第百十五条　民事保全法（平成元年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第五項中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十八条第一項」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項」に改め、同条第六項中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に改める。

（民事保全法の一部改正に伴う経過措置）

第百十六条　この法律の施行前に旧家事審判法第十八条第一項に規定する事件について家庭裁判所に調停の申立てがあった場合における保全取消しについては、同項に規定する事件を家事事件手続法第二百五十七条第一項に規定する事件とみなして、前条の規定による改正後の民事保全法第三十七条の規定を適用する。

（借地借家法の一部改正）

第百十七条　借地借家法（平成三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第六十条」に改める。

第四十一条中「並びに」を「及び」に、「及び第五項」を「（同条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の見出し中「準用」を「適用除外」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条の事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条、第四十条及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない。

第四十三条を次のように改める。

（強制参加）

第四十三条　裁判所は、当事者の申立てにより、当事者となる資格を有する者を第四十一条の事件の手続に参加させることができる。

2　前項の申立ては、その趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

3　第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第五十二条から第五十四条までを削り、第五十一条を第五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（第一審の手続の規定の準用）

第六十条　第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、第五十五条第一項の裁判に対する即時抗告があった場合について準用する。

第五十条中「並びに」を「及び」に、「及び第五項」を「（同条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第五十八条とする。

第四十九条中「前条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第五十七条とする。

第四十八条を削り、第四十七条を第五十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（裁判書の送達及び効力の発生）

第五十五条　第十七条第一項から第三項まで若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判があったときは、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

2　前項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

（理由の付記）

第五十六条　前条第一項の裁判には、理由を付さなければならない。

第四十六条を削り、第四十五条を第五十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（呼出費用の予納がない場合の申立ての却下）

第五十二条　裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、申立てを却下することができる。

（事実の調査の通知）

第五十三条　裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

第四十四条を第四十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（手続の中止）

第四十八条　裁判所は、借地権の目的である土地に関する権利関係について訴訟その他の事件が係属するときは、その事件が終了するまで、第四十一条の事件の手続を中止することができる。

（不適法な申立ての却下）

第四十九条　申立てが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、審問期日を経ないで、申立てを却下することができる。

（申立書の送達）

第五十条　裁判所は、前条の場合を除き、第四十一条の事件の申立書を相手方に送達しなければならない。

2　非訟事件手続法第四十三条第四項から第六項までの規定は、申立書の送達をすることができない場合（申立書の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

第四十三条の次に次の三条を加える。

（手続代理人の資格）

第四十四条　法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。

2　前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

（手続代理人の代理権の範囲）

第四十五条　手続代理人は、委任を受けた事件について、非訟事件手続法第二十三条第一項に定める事項のほか、第十九条第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の申立てに関する手続行為（次項に規定するものを除く。）をすることができる。

2　手続代理人は、非訟事件手続法第二十三条第二項各号に掲げる事項のほか、第十九条第三項の申立てについては、特別の委任を受けなければならない。

（事件の記録の閲覧等）

第四十六条　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

（借地借家法の一部改正に伴う経過措置）

第百十八条　この法律の施行前に申し立てられた借地借家法第四十一条の事件の手続については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に借地借家法第十九条第一項の申立てがあった場合における同条第三項の申立てに係る事件の手続については、なお従前の例による。